

高事第1512号
令和2年7月10日

介護保険指定事業所 管理者様

大阪府福祉部高齢介護室
介護事業者課長

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業の実施について

日頃より、大阪府の高齢者福祉行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

大阪府では、大阪市、堺市と共同して、下記のとおり、介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業を実施します。介護職員の処遇改善のため、ぜひご活用ください。

記

- 委託先：大阪府社会保険労務士会

大阪府社会保険労務士会ホームページ：<http://sr-osaka.jp/topics/1037/>

※処遇改善加算等の申請（変更含む。）に至るまでの次の具体的支援を行います。

- 特定処遇改善加算の要件
- より上位の処遇改善加算取得に必要な就業規則等の整備について

※社会保険労務士が相談に応じます。

※要請により、所属の社会保険労務士が事業所にお伺いして支援します。
（いざれも無料です）

- 実施期間：令和2年6月1日から令和3年2月28日まで
(土・日・祝日、12月29日から1月4日を除く)
午前9時から午後4時30分
- フリーダイヤル 0120-018-205（通話料無料）

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
居宅グループ

介護保険サービス事業所の皆様 処遇改善加算でお困りはありませんか？

- ・人材確保のためにも、スタッフの給料をもっと上げたい
- ・就業規則は何を整備したらいいの？



- ・特定処遇改善加算を取りたいけど、なにをどうしたらいいかわからない
- ・キャリアパス要件は何をしたら満たせるの？



大阪府社会保険労務士会に
処遇改善加算のための
コールセンターを設置しています。
令和3年2月末まで

0120-018-205

固定電話からおかけください。

所属の社会保険労務士が相談に応じます。
相談料は無料です。

要請により、所属の社会保険労務士が事業所にお伺いして相談をお聞きします。（無料）

